

公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年3月5日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	佐藤晶二
久留米市監査委員	石井俊一

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日 程	指摘事項 件数	意見 件数
健康福祉部	総務、地域福祉課、健康保険課、医療・年金課、障害者福祉課、長寿支援課、介護保険課、生活支援第1課、生活支援第2課、保健所総務医薬課、保健所衛生対策課、保健所保健予防課、保健所健康推進課、保健所地域保健課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和6年10月21日 ～令和7年2月28日	7	1
子ども未来部	総務、子ども政策課、子ども保育課、家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター、青少年育成課、幼児教育研究所、松柏保育園、江南保育園、ひまわり保育園、松柏子育て支援センター、江南子育て支援センター	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和6年10月28日 ～令和7年2月28日	5	1
教育部	教育委員会事務局 総務、学校施設課、教職員課、学校教育課、学校保健課、学校給食共同調理場、教育ICT推進課、教育センター、田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、三瀨事務所 教育機関 市立高等学校 南筑高等学校、久留米商業高等学校 市立小学校・中学校 [小学校] 金丸小学校、青木小学校、江上小学校、犬塚小学校、西傘田小学校、三瀨小学校（6校） [中学校] 城島中学校、三瀨中学校（2校）	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和6年10月28日 ～令和7年2月28日	5	1

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和6年度における財務に関する事務の執行、公有財産の管理並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等については、重点項目として監査した。行政の組織、機能、事務処理の手続及び方法などの行政運営全般についても、経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第4 監査委員の除斥

代表監査委員 山口 文刀 は、地方自治法第199条の2の規定により、子ども未来部子ども保育課に係る監査については除斥とした。

第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【健康福祉部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[審議会等事務]

- (1) 要綱により設置された会議の委員が任期途中で交代する際に、後任者について委嘱の決裁を行っていないものがある。
- (2) 附属機関等の会議について、非公開の理由や次第等が、市ホームページに掲載されていないものがある。
- (3) 附属機関の開催について、会長の決裁が未了のまま実施しているものがある。

《財務監査》

[公用車管理事務]

公用車管理において、運転者の運転前後の酒気帯びの有無の確認が行われていないものがある。

[契約事務]

- (1) 契約において、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を徴取していないものがある。
- (2) 契約書において、民法の規定より市にとって不利な内容となっているものがある。
- (3) 契約書において、暴力団排除規定に基づく解除の際の違約金の規定が設けられていないものがある。

意 見

《事務監査》

久留米市における国民健康保険（国保）加入者の特定健康診査（以下「健診」という。）受診率が極めて低い。令和4年度の被用者保険を含む全国平均が58.1%であるのに比べ、久留米市国保の受診率は令和5年度で37.3%にとどまっており、20ポイント以上の開きがある。

この健診は、メタボリックシンドロームに着目し、内臓脂肪の蓄積を把握することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の発症及び重症化を予防することを目的に実施されている。その結果、生活習慣病リスクの早期発見を図るとともに、生活習慣病を改善するための特定保健指導につなげ、被保険者の健康増進と国保医療費の適正化を図るものである。

しかし、健康に対する意識が低く健康にあまり留意していない方などの未受診者への対策が十分でないことから、受診率の向上につながっていないと思われる。

生活習慣病に関する正しい情報を提供して、健診受診の動機づけを行うことは、市民の健康を願う久留米市の責務でもある。現在の受診率が低い要因を的確に分析し、受診率向上に効果ある取組を進められ、市民の健康維持と、結果として医療費の削減となるよう努められたい。

【子ども未来部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[審議会等事務]

附属機関委員の関係団体への推薦依頼に係る専決権者を誤っているものがある。

《財務監査》

[会計年度任用職員給与支払事務]

通勤手当に相当する費用弁償について、支給額を誤っているものがある。

[契約事務]

- (1) 随意契約の相手方が決定してから7日目以降に、契約書を作成しているものがある。
- (2) 業務委託契約において、契約を締結しないまま、業務内容の一部を契約締結予定者に行わせているものがある。

[物品管理事務]

保育園の給食に使用するスキムミルクについて、その保管や在庫管理状況の点検や確認が徹底されていないものがある。

《事務監査》

久留米市では、久留米市学童保育所連合会に業務委託して学童保育を全小学校区で実施している。しかし、法改正により高学年の児童の利用も可能となっているが、現在高学年の受け入れを行っているのは、全44校区のうち24校区にとどまっている。これまでに全く高学年の受け入れができていない校区があるほか、高学年の受け入れを行っていたものの、支援員の確保ができないなどの理由により、受け入れができなくなった校区もあるとのことである。

少子化が進み、児童数は減少しているが、核家族化の進行や共働き家庭の増加など家庭環境が変わってきている中、子どもにとって安全で安心して過ごせる場として、低学年はもちろん、高学年における学童保育を望む声も多い。

「子育てしやすいまち」を目指す久留米市としては、住んでいる校区にかかわらず、希望する児童全員が学童保育所を利用できるように対策を講じるべきである。課題である支援員不足の解消のために、さらなる処遇の改善やICT化による業務の負担軽減等を図り、働きやすい環境づくりに、学童保育所連合会とともに取り組まれない。

また、近年では、民間事業者に委託する地方自治体も増えてきていることから、その活用についても検討されたい。

【教育部】

指摘事項

《事務監査》

〔審議会等事務〕

附属機関等の会議について、非公開の理由や次第等が、市ホームページに掲載されていないものがある。

《財務監査》

〔現金等取扱事務〕

学校で管理する校納金やPTA会費の支出において、決裁がないまま現金を支出しているものがある。

〔郵便切手等管理事務〕

切手受払簿に記載のない切手が保管されている。

〔契約事務〕

契約書に貼付すべき収入印紙について、金額が不足しているものがある。

〔物品管理事務〕

学校保管の薬品について、薬品台帳が未作成であったり、長期間使用、廃棄等の記録がされていないなど、適切に管理されていないものがある。

《事務監査》

教員の働き方改革は、全国的な課題となっている。

長時間労働など過酷な労働環境や部活顧問など本業以外の業務の多さに加え、保護者等への対応の負担から、働く環境としての魅力が低下してきた結果、教員の志望者が減少し、優秀な人材の確保だけでなく、教員数を確保することが困難な状況になってきている。

また、様々なストレスのために疲弊している教員や病気休暇・休職を取得する教員も少なくなく、そのために他の教員への負担が増えることとなり、職場環境としては、悪循環となっている。このような状況から、教員が子どもたちとしっかり向き合っ話をする時間をとることが難しくなっている。

法的・制度的な働き方改革は、国による変革を待つより術がないが、学校現場の工夫や教育委員会の判断により、働きやすい環境を作れるものもある。

久留米市教育委員会も、教員業務支援員を配置し、教員の負担軽減に努めているが、まだまだ解消には至っていないと思われる。

学校や教員以外の者が担える業務と教員のみが担える業務等に業務の役割分担を整理し、働きやすい職場環境、すなわち、教員が授業に専念できるような環境を確保することが必要ではないか。そのことにより、授業の質の向上となり、ひいては児童・生徒の学力向上と豊かな心と健やかな体の育成へと繋がるものである。

現在も、様々な取組を行っていると思われるが、さらなる職場環境改善のための取組を進められたい。